

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
- ◇教委告示 教育職員免許状の授与
- ◇教委辞令 中川正男外

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第九十一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五十條第一項に次の一号を加える。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

三、鳥取県簡検定所における購入簡代金の支払に要する経費。

第五十三條に次の一項を加える。

2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第五條の規定に基き登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については前払をすることができ。但し、その額は当該契約金額の三割以内とする。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十六号

次の者に対し昭和二十七年十一月六日教育職員免許状を授与した。

昭和二十七年十一月二十五日

鳥取県教育委員会

記

免許状の種類	番号	氏名	生年月日	本籍地
小学校教諭仮	昭二七小仮 第二一〇号	松本 澄江	大二三、一二、一二	鳥取県米子市西町一〇四番地
高等学校教諭二級普通 (家)	昭二七高二普 第五八号	渡辺 澄江	〃	〃
〃 (理)	〃 五九	小椋 正人	明四三、二、九	西伯郡中浜村大字佐斐神一一二二
〃 (農)	〃 六〇	倉信 静夫	昭四、九、七	八頭郡八上村大字天神原二五七
中学校助教諭 (工)	昭二七中助 第四二五号	上野 勇三	大二三、五、七	東伯郡南谷村大字大鳥居一一二二
〃 ()	四二六	牧田 義寛	〃 一五、六、一四	〃 長瀬村大字田後七〇三
中学校教諭一級普通 (工、保)	昭二七中一普 第一七三号	永井 政	〃 二、三、二〇	〃 米子市加茂町一丁目三〇
〃 (社、職)	〃 一七四	小谷和太郎	〃 七、八、一	〃 岩美郡浦富町字浦富一三六〇
中学校教諭仮 (理、職)	昭二六中仮 第八八号	田中 四郎	昭二、六、一二	〃 鳥取市西町一六七
中学校教諭二級普通 (国)	昭二七中二普 第一四八号	馬場崎憲治	大二三、五、二〇	〃 八頭郡丹比村大字北山八一
〃 (国)	一四九	倉持 宗敦	〃 一〇、一一、二六	〃 散坂村水根五三〇
〃 (社、職)	一五〇	内藤 貞義	〃 五、七、一四	〃 西伯郡大和村字小波九九四
〃 ()	一五一	山本 武正	〃 八、三、一二	〃 気高郡宝木村大字奥沢見一三三四

教育長仮	番号	氏名	生年月日	本籍地
小学校教諭一級普通	昭二七小一普 第一二〇号	長谷川勝馬	明三六、一二、五	〃 日野郡石見村大字花口一一〇七
〃	二	林原 丈十	〃 三四、一一、一四	〃 〃 日光村大字大坂六五五
〃	一一一	落合 寛	〃 四〇、九、一一	〃 〃 米子市西町一〇〇
高等学校教諭一級普通 (農、実)	昭二七高一普 第五三三号	石亀 富治	〃 三九、一二、三一	〃 東伯郡高城村大字服部七〇三
幼稚園教諭二級普通	昭二七幼二普 第四七号	長谷川勝馬	〃 三六、一二、五	〃 日野郡石見村大字花口一一〇七
小学校教諭二級普通	昭二七小二普 第九二号	今岡 康子	大二五、三、一一	〃 西伯郡法勝寺村大字法勝寺六七六
〃	九三	蘆立みつえ	明四三、一〇、一	〃 日野郡溝口町大字宮原一一九
〃	九四	長尾智江子	昭二、三、一四	〃 〃 黒坂町大字福長八三九
〃	九五	砂口 虎二	明三四、一一、八	〃 〃 日光村大字吉原
〃	九六	生原 恭二	大二五、一一、二八	〃 〃 東伯郡大誠村大字六尾四〇七
小学校教諭仮	昭二五小仮 第四〇九号	中本 明	〃 二四、三、一四	〃 〃 八頭郡池田村字吉川二〇八
〃		山根 孝則	昭三、一二、二二	〃 〃 気高郡鹿野町大字鹿野一三九〇

敘任及び辭令

鳥取県教育委員会事務局職員 中川 正男
死亡

昭和二十七年十一月三日

鳥取県教育委員会事務局職員 森 口 憲 親
地方公務員法第二十八條第二項第一号の規定により昭和二十八年五月三十一日まで休職を命ずる。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 国 田 隆 広
地方公務員法第二十八條第二項第一号の規定により昭和三十年五月七日まで休職を命ずる。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県教育委員会事務局職員

(各通) 福本 甚義
高田 澄

地方公務員法第二十八條第二項第一号の規定により昭和

三十年五月十八日まで休職を命ずる。

昭和二十七年十一月一日

發行

鳥取県鳥取市東町取
鳥取者
刷鳥取縣鳥取市東町取
縣

發行日 火 金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可